

公害健康被害補償業務の徴収業務
民間競争入札実施要項

平成20年10月

独立行政法人環境再生保全機構

公害健康被害補償業務の徴収業務 民間競争入札実施要項

1. 趣旨

独立行政法人環境再生保全機構（以下「機構」という。）は、公害健康被害の補償等に関する法律（昭和48年法律第111号）第52条第1項の規定に基づき、大気汚染等による公害健康被害者（以下「被認定者」という。）に対して補償給付等を行う費用を、汚染原因者（以下「納付義務者」という。）から徴収する業務を行っている。この業務の一部については、既に外部委託し、事務の効率化を進めてきたところである。今般、機構は、徴収業務について一層の効率化を図るために、民間競争入札制度を活用することにした。

独立行政法人環境再生保全機構理事長は、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号。以下「法」という。）及び公共サービス改革基本方針（平成19年12月24日閣議決定）を踏まえ、徴収業務に係る民間競争入札実施要項（以下「実施要項」という。）を定めるものである。

民間事業者に委託する徴収業務が円滑に進まない場合、被認定者への補償給付等に多大な悪影響を及ぼすなど、公害健康被害補償制度の根幹を揺るがすおそれもあるため、当該委託の実施に当たっては、従前の徴収業務の質が維持されるよう特に留意する必要がある。

2. 徴収業務の詳細な内容及びその実施に当たり確保されるべき質に関する事項

（1）民間競争入札の対象となる徴収業務の詳細な内容

申告関係書類の送付

納付義務予定者名簿に記載された全ての工場・事業場（以下「事業所」という。）に対して、事業所ごとに必要な申告関係書類を分別し、次に掲げる申告関係書類を送付すること。

- ア 汚染負荷量賦課金の申告・納付のお願いについて
- イ 汚染負荷量賦課金の賦課料率について
- ウ 汚染負荷量賦課金申告書
- エ 汚染負荷量賦課金納付書
- オ 汚染負荷量賦課金申告の手引
- カ F D申告・オンライン申告マニュアル
- キ F D貼付用ラベル
- ク 年間排出量の算定の過程を示す書類（A、B、C及びDの各様式）
- ケ 補正後の脱硫効率の算定の過程を示す書類（E様式）
- コ 排出ガス測定の結果を示す書類（b様式）
- サ その他（その年度に必要な書類）

円滑な申告・納付の事務手続きのための情報提供及び相談への対応

ア 公害健康被害補償制度の理解及び協力を得るために、事業所を対象とした申告・納付に関する説明会（以下「説明会」という。）の開催その他の効果的な方法により、納付義務者に対して適切な情報提供を行うこと。なお、従前は、102会場（別紙中4の「過去3年間の商工会議所での汚染負荷量賦課金の申告・納付説明会の実施状況」を参照）で説明会を開催していたが、実施方法については、従前の方法と同等以上の情報提供の効果を有するものであれば、いかなる提案でも可能である。

イ 徴収実施期間（毎年3月1日から6月14日（平成21年にあっては6月15日）までの間。以下単に「徴収実施期間」という。）中は、納付義務者の面談による相談及び電話の問い合わせ等に対応するため、相談窓口（相談窓口に従事する者は受付窓口に従事する者と重複して差し支えない。以下同じ。）を開設し、納付義務者に対して適切な指導・助言を行うこと。なお、従前は、156か所の相談窓口を開設して納付義務者に対して指導・助言を行っていたが、実施方法については、従前の方法と同等以上の効果を有するものであれば、いかなる提案でも可能である。

適切な申告書提出の慫慂

法令に定める期限（例年の場合5月15日。以下同じ。）までの間、適宜、納付義務者に対して注意喚起を促すために、電話又はハガキ等の方法により申告書の提出を慫慂すること。

申告書等の受理及び点検

ア 申告書等の逸失及び情報漏えい等を防止するために、受付窓口（受付窓口に従事する者は相談窓口に従事する者と重複して差し支えない。以下同じ。）を開設し、申告書等を適正に受理すること。なお、従前は、156か所の受付窓口を開設して申告書等を受理していたが、実施方法については、従前の方法と同等以上の効果を有するものであれば、いかなる提案でも可能である。

イ 申告書の提出があったときは、受理印の押印を行い、申告書の記載漏れ、添付書類の有無、計算の誤り及び硫酸化物排出量（現在分）の前年度との比較等について速やかに点検を行うこと。

ウ 点検を行った結果、不備な申告書類については、納付義務者に対して、申告書類の訂正、再提出等の指導及び指示等必要な措置を講じること。

申告状況の報告

法令に定める期限時点における申告件数等の申告状況を、機構に速やかに報告すること。

未申告事業所に対する措置

法令に定める期限までに申告書の提出がない事業所に対して、申告・納付の督促を行うこと。当該督促に当たっては、民間事業者は、未申告事業所の督促方法及び状況調査の方法を機構と協議すること。

また、未申告事業所のうち連絡が取れない場合には、当該事業所の存在の有無等状況の確認を行うこと。

納付義務者の申告の記録

業務実施台帳（別紙中 6（参考資料）の「委託業務の実施について（平成 20 年度）」15 頁を参照）を作成し、それに申告の状況等を記録すること。

申告書等の機構への送付

ア 申告書等については、法令に定める期限後 10 日以内に機構に送付すること。

イ 「委託事業実績書」（別紙中 6（参考資料）の「委託業務の実施について（平成 20 年度）」の 16 頁から 19 頁までを参照）及び「業務実施台帳」については、毎年 6 月 30 日までに機構に提出すること。

機構が開催する研修会への参加

業務遂行上必要な知識を習得させることを目的として、委託する徴収業務に従事する者（以下「徴収業務従事者」という。）を、機構が東京都で 3 月頃開催する研修会（一日）に参加させること。なお、研修会に要する費用（交通費及び宿泊費）は、機構の予算の枠内で機構が負担する。

徴収実施期間後の納付義務者からの相談

徴収実施期間後に、納付義務者から相談があった場合は、誠実に対応し、必要に応じて相談内容を機構に引き継ぐこと。

（２）業務実施に係る留意事項

徴収業務を円滑かつ適正に進めるためには、次に掲げる事項に留意する必要がある。

適切な徴収業務従事者の配置

相談窓口等に、次に掲げる事項について熟知している担当者を配置し、納付義務者の信用を得られるように対応すること。

ア 公害健康被害補償制度の意義及び重要性

イ 申告書等の記載方法、硫酸化物排出量の計算方法及び電子申告の入力方法

ウ 各種届出の内容及び記載方法

教育体制

徴収業務に係る知識を習得し、又は研修会に参加しない他の徴収業務従事者を教育するために、適切な人員を機構が開催する研修会に参加させる体制を備えていること。

（３）民間競争入札の対象となる徴収業務の質

申告書の提出率

申告書の提出率（納付義務予定者名簿の事業所件数に対する実際に申告があった件数の割合をいう。以下同じ。）に関して目標とする水準は 100 % とし、徴収実施期間の終了日時点の提出率は 96 % 以上とすること。

機構への関係書類の送付

ア 受理した申告書等を、法令に定める期限後 10 日以内に遅延なく機構へ送

付すること。

イ 「委託事業実績書」及び「業務実施台帳」を、毎年6月30日までに遅滞なく機構へ提出すること。

(4) 契約の形態及び支払い等

契約の形態は、委託契約とする。

委託費については、毎年、徴収実施期間の終了後、徴収業務委託費請求書により請求を受けた日から30日以内に支払う。ただし、徴収実施期間の終了日時点における申告書の提出率が96%未満の場合には、減額するものとし、減額する金額を算出する方法は、次のとおりとする。

ア 減額率は、96%と提出率の実績値との差(小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁までとする。)を2倍した数値(百分率)とし、減額のコ金額は、委託費(年額)の当該数値(百分率)相当額とする。

イ 上記アにより算出した減額のコ金額が委託費(年額)の10%を超える場合には、委託費(年額)の10%のコ金額とする。

徴収実施期間の終了日時点における未申告事業所の件数が450件を超えた場合には、機構は、民間事業者に対して契約を解除することができる。

3. 実施期間に関する事項

委託契約期間は、平成21年3月1日から平成26年3月31日とする。

4. 入札参加資格に関する事項

(1) 法第15条において準用する法第10条各号(第11号を除く。)に該当するものでないこと。

(2) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。)第70条の規定に抵触しない者であること。なお、未成年者又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。

(3) 予決令第71条の規定に抵触しない者であること。

(4) 法人税及び消費税等の滞納がないこと。

(5) 実施要項の策定に携わつた法人又は個人でないこと。

5．入札に参加する者の募集に関する事項

(1) 入札に係るスケジュール

入札公告	平成 2 0 年 1 1 月上旬頃
入札説明会	平成 2 0 年 1 1 月中旬頃
入札希望者には、平成 2 0 年度に使用した各種マニュアル・指導要領等を貸与する。	
質問受付期限	平成 2 0 年 1 1 月下旬頃
質問については書面で受け付けることとし、回答については軽微なものを除き公表する。	
入札書提出期限	平成 2 0 年 1 2 月下旬頃
企画書の審査	平成 2 1 年 1 月
開札及び落札者の決定	平成 2 1 年 2 月上旬頃
契約の締結	平成 2 1 年 2 月中旬頃
引継・準備期間	平成 2 1 年 2 月中旬から

(2) 入札の実施手続き

入札の単位

入札は、全国を 1 単位とし、上記 3．に示す契約期間を対象として行うものとする。

提出書類

民間競争入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）は、入札金額を記載した書類（以下「入札書」という。）並びに総合評価のための業務運営の具体的な方法、その質の確保の方法等に関する書類（以下「企画提案書」という。）及び法第 1 5 条において準用する法第 1 0 条に規定する欠格事由のうち、暴力団排除に関する規定について評価するために必要な書類を、別に定める入札公告書及び入札仕様書に記載された期日と方法により、機構が指定する場所まで提出すること。

入札書の内容

入札参加者は、機構の要求水準を満たすために必要となる設備、人材及び機材等について、自らの費用負担によりこれらを準備し、入札書に記載する入札金額は、これらの費用及び付随する事務費その他一切の諸経費を含めた契約金額を見積もるものとして記載すること。また、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった経費の 1 0 5 分の 1 0 0 に相当する金額を記載すること。併せて経費の積算内訳書を添付すること。

企画提案書の内容

入札参加者が提出する企画提案書には、企画提案の内容として明らかにされる業務の質に関する評価を受けるため、次に掲げる事項を記載すること。

ア 組織的基盤に関する事項

主な事業概要、従業員数、事業所の所在地、代表者の略歴、主要株主構成及び、他の者との間で競争の導入による公共サービスの改革に関する法律施行令（平成18年政令第228号）第3条第1項に規定する特定支配関係にある場合はその者に関する上記情報

イ 経理的基盤に関する事項（次に掲げる書類を添付すること。）

(a) 登記事項証明書

(b) 直近3期分の法人税確定申告書の写（税務署受付印のある申告書一式。財務諸表も添付のこと。なお、直近の決算月が入札日から3か月以上遡る場合は、入札日が属する月の前月末までの残高試算表を添付すること。）

(c) 申告月を含む向こう6か月間の資金繰り表

(d) 法人税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書（直近のもの）

ウ 実施体制

(a) 業務責任体制（責任者名、事業担当者名、責任者と事業担当者の役割分担等）

(b) 徴収業務従事者の配置

(c) 機構との連絡体制

(d) 委託業務の実施に当たり、その業務の一部について第三者に委託し又は請け負わせる場合には、業務の範囲、理由、再委託先等に対する報告徴収、その他業務管理の方法

エ 業務実施の具体的方法

業務内容を実施するための創意工夫及び企画立案の具体的な内容

オ 過去に本業務における各施策の全部又は一部に有効であると考えられる業務に携わったことがある場合は、その業務内容及び期間

6．落札者を決定するための評価の基準その他の落札者の決定に関する事項

委託業務を実施する者（以下「落札者」という。）の決定は、総合評価方式によるものとする。

評価は、機構に設置する評価委員会において行うものとする。なお、評価委員会は、外部の有識者等を含めた委員により構成し、入札参加者を委員とすることはできない。

（１）評価の方法

落札者を決定する評価は、提出された企画提案書の内容が、委託業務の目的に沿った実行可能なものであるか（必須項目審査）、また、効果的なものであるか（加点項目審査）について行う。

必須項目審査

機構は、入札参加者が企画提案書に提案した内容から、次に掲げる必須項目を満たしていることを審査する。その全てを満たす場合は合格とし基礎点（100点）を与え、一つでも満たしていない場合には不合格とする。

ア 経理的基盤

委託業務を確実に遂行できるだけの経理的基盤を有していること。

（評価項目）

直近３期分及び直近の決算期以降入札日が属する月の前月末までにおいて債務超過の状態にないこと、累損がないこと及び現在において手許流動性など資金繰りの状態が健全であること。

イ 実施体制

委託業務を確実に遂行できるだけの業務責任体制（責任者と業務担当者の役割分担、再委託を行う場合には再委託先との責任体制、徴収業務従事者の配置、機構との連絡体制など）の計画を立案していること。

ウ 事業計画

委託業務の実施に当たり、確保されるべきサービスの質の内容を全て満たした計画を立案していること。

エ 業務内容

委託業務の実施に当たり、次に掲げる項目の内容を全て満たした計画を立案していること。

- (a) 申告関係書類の送付
- (b) 円滑な申告・納付の事務手続きのための情報提供及び相談への対応
- (c) 適切な申告書提出の慫慂
- (d) 申告書等の受理及び点検
- (e) 申告状況の報告
- (f) 未申告事業所に対する措置
- (g) 納付義務者の申告の記録
- (h) 申告書等の機構への送付
- (i) 機構が開催する研修会への参加
- (j) 徴収実施期間後の納付義務者からの相談
- (k) 徴収業務に係る個人情報保護及び法人情報保護のための措置

加点項目審査

上記で合格となった企画提案書は、さらに、次に掲げる加点項目について審査を行う。委託業務の目的及び内容に照らし、その効果が期待されるかを各項目に示す評価項目により評価を行った上、配点基準に従い加点（最高１００点）を与える。なお、評価項目については、各項目に示す評価項目以外の項目であっても、創意工夫が十分認められる提案内容であれば、加点の対象とする。

ア 円滑な申告・納付の事務手続きのための情報提供及び相談への対応

【評価項目】

納付義務者の利便性等を考慮した情報提供の方法及び相談対応、実施体制、相談案件の情報共有化対応

【配点基準】

相対的に優位	20点
標準	10点
相対的に劣位	5点
効果がほとんど期待できない	0点

イ 適切な申告書提出の慫慂

【評価項目】

懲憑の方法（懲憑の時期と頻度、懲憑の対象者、懲憑の手段等）

【配点基準】

相対的に優位	15点
標準	8点
相対的に劣位	4点
効果がほとんど期待できない	0点

ウ 申告書等の受理及び点検

【評価項目】

受理及び点検の体制と方法（受付窓口の体制、点検項目の確認方法、不備な提出書類に対する処理方法、提出された申告書等の保管・管理方法等）

【配点基準】

相対的に優位	15点
標準	8点
相対的に劣位	4点
効果がほとんど期待できない	0点

エ 未申告事業所に対する措置

【評価項目】

未申告事業所に対する督励体制（指揮命令系統の有無、人員等）
督励の方法（督励の手段、督励の頻度、申告に応じない事業所に対する対応、督励を断念する判断基準等）、連絡の取れない未申告事業所の状況確認方法

【配点基準】

相対的に優位	20点
標準	10点
相対的に劣位	5点
効果がほとんど期待できない	0点

オ 納付義務者の申告の記録

【評価項目】

内容の正確性を担保するための措置（担当者の選任状況、記録内容のチェック体制等）

【配点基準】

相対的に優位	10点
標準	6点
相対的に劣位	3点
効果がほとんど期待できない	0点

カ 徴収業務従事者の知識向上を目的にした入札参加者による独自の研修

【評価項目】

独自研修の内容（研修の対象者、研修会の時期と頻度、講義の内容）

等)

【配点項目】

相対的に優位	10点
標準	6点
相対的に劣位	3点
記載なし又は効果がほとんど期待できない	0点

キ 過去に本業務における各施策の全部又は一部に有効であるとする業務に携わったことがある実績

【評価項目】

実績の有無、当該業務の内容と期間

【配点基準】

相対的に優位	10点
標準	6点
相対的に劣位	3点
実績なし又は効果がほとんど期待できない	0点

(2) 落札者の決定

上記(1)の必須項目審査で行う必須項目(以下「必須審査項目」という。)を全て満たし、独立行政法人環境再生保全機構会計規程(平成16年規程第7号)第46条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、かつ、基礎点及び加算点の合計点を入札価格(予定価格の制限の範囲内であるものに限る。)で除して得られた値が最も高い者を落札者とする。

必須審査項目を全て満たしている者のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がない場合は、直ちに再度の入札を行う。

落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認める場合は、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、上記の合計点の最も高い者を落札者とすることがある。

(3) 落札者が決定しなかった場合の措置

機構は、初回の入札において入札参加者がなかった場合、必須審査項目を全て満たす入札参加者がなかった場合又は再度の入札を行ってもなお落札者が決定しなかった場合は、入札条件等を見直した後、再度公告を行う。

7. 入札対象事業に関する従来の実施状況に関する情報の開示に関する事項

本業務に関する従来の実施状況に関する情報の開示に必要な事項は、別紙のとおりである。

8．民間事業者の使用させることができる機構の財産に関する事項

(1) 納付義務予定者名簿

機構は、毎年3月下旬までに、納付義務予定者名簿を民間事業者に送付する。
なお、民間事業者は、納付義務予定者名簿を適正に管理し、徴収業務の目的以外に使用してはならない。

(2) 委託業務関連オンラインシステムへのアクセス権

機構は、委託業務関連オンラインシステムへのアクセス権を民間事業者に付与する。民間事業者は、徴収業務従事者のうち指定した者に対して当該アクセス権を付与することができる。

民間事業者が当該システムを使用できる業務の範囲は、次のとおりとする。

ア 受理した申告書のデータを入力すること。

イ 作成した「委託事業実績書」及び「業務実施台帳」を、機構に提出（データ送信）すること。

9．民間事業者が機構に報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うために必要な措置、その他委託業務の適正かつ確実な実施確保のために民間事業者が講ずべき措置に関する事項等

(1) 報告事項等

報告

民間事業者は、毎年6月30日までに「委託事業実績書」及び「業務実施台帳」を機構に報告しなければならない。また、毎年、法令に定める期限における申告状況を速やかに報告しなければならない。

調査

ア 機構は、委託業務の適正かつ確実な実施を確保するために必要があると認めるときは、法第26条第1項の規定に基づき、民間事業者に対して、必要な報告を求め、又は民間事業者の事務所等に立ち入り、委託業務の帳簿、書類その他の物件を検査し、関係者に質問等することができる。

イ 機構の職員は、上記アによる検査等を行う際には、当該検査が法第26条第1項の規定に基づくものであることを民間事業者に明示するとともに、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示するものとする。

指示

機構は、法第27条第1項の規定に基づき、委託業務を適正かつ的確に実施させるため、民間事業者に対して、必要な措置をとるべきことを指示することができる。

(2) 秘密を適正に取り扱うために必要な措置

民間事業者は、委託業務によって取得した個人情報及び法人情報（以下「取得関連情報」という。）を適切に管理・保管しなければならない。また、民間事業者は、取得関連情報を、委託業務以外の目的のために使用してはならない。

民間事業者は、委託業務従事者名簿を作成し、機構に提出しなければならない。また、当該委託業務従事者以外の職員を委託業務に従事させてはならない。ただし、軽微な業務はこの限りでない。

民間事業者、その役職員その他委託業務に従事する者又は従事していた者は、委託業務の実施に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。これらの者が秘密を漏らし、又は盗用した場合には、法第54条の規定により罰則の適用がある。

民間事業者は、委託業務を終了し、又は中止した場合は、取得関連情報を適正に破棄しなければならない。この場合において、取得関連情報が破棄されたことを証明する文書を、委託業務が終了し、又は中止した日の属する月の月末までに、機構に提出しなければならない。

（３）契約に基づき民間受託事業者が講ずべき措置

委託業務の開始及び中止

ア 民間事業者は、締結された契約に定められた業務開始日に、確実に業務を開始しなければならない。

イ 民間事業者は、やむを得ない理由により委託業務を中止しようとするときは、あらかじめ機構の承認を得なければならない。この場合において、機構は、民間事業者に対して、委託業務を中止した日までに委託契約に基づき実施した期間に係る委託費を支払う。

公正な取扱い

民間事業者は、徴収業務において納付義務者を合理的な理由なく区別してはならない。

金品等の授受の禁止

民間事業者は、徴収業務において金品等を受け取ること又は与えることをしてはならない。

宣伝行為の禁止

民間事業者、その役職員その他委託業務に従事する者又は従事していた者は、機構の名称及び機構の保有するロゴ等を徴収業務以外の自ら行う事業の宣伝に用いてはならない（一般的な会社案内資料において列挙される事業内容や受注業務の一つとして事実のみ簡潔に記載する場合は除く。）。また、自ら行う業務が委託業務の一部であるかのように誤認されるおそれのある行為をしてはならない。

取得した個人情報及び法人情報の利用の禁止

民間事業者は、取得関連情報を自ら行う事業（徴収業務の受託事業を除く。）又は機構以外の者との契約に基づき実施する事業に用いてはならない。

記録及び帳簿

民間事業者、その役職員その他委託業務に従事する者又は従事していた者は、委託業務の実施状況に関する記録及び帳簿書類を作成し、委託業務を終了し、又は中止した日の属する年度の翌年度から起算して5年間、保管しなければならない。

権利の譲渡

民間事業者は、委託契約に基づいて生じた権利の全部又は一部を第三者に譲渡してはならない。

再委託

ア 民間事業者は、委託業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

イ 民間事業者は、委託業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせる場合には、あらかじめ機構の承認を受けなければならない。その際には、民間事業者は、再委託業務の範囲、必要性・理由及び再委託先等に対する報告徴収その他运营管理の方法を記載した書類を機構に提出しなければならない。

ウ 再委託先は、業務の範囲において民間事業者と同様の義務を負うものとする。

契約内容の変更

民間事業者及び機構は、委託業務の更なる質の向上を図る必要があることその他やむを得ない事由により契約の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ変更の理由を提示し、それぞれの相手方の承認を得なければならない。

契約の解除

機構は、民間事業者が次のいずれかに該当するときは、民間事業者に対して契約を解除することができる。

ア 法第22条第1項第1号イからチ又は同項第2号に該当するとき。なお、徴収実施期間の終了日時点における未申告事業所の件数が450件を超えたときは、法第22条第1項第1号二に該当するものとする。

イ 暴力団員を業務を統括する者又は従業員としていることが明らかになったとき。

ウ 暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していることが明らかになったとき。

委託契約解除時の取扱い

機構は、上記により契約を解除した場合、民間事業者に対して、当該解除の日までに委託契約に基づき実施した期間に係る委託費を支払う。

損害賠償

民間事業者は、故意又は過失により機構に損害を与えたときは、機構に対して、その損害について賠償する責任を負う。

不可抗力免責、危険負担

民間事業者は、上記事項にかかわらず、民間事業者の責に帰することができない事由により委託業務の全部又は一部の実施が遅滞したり、不能となった場合は責任を負わない。

契約の解釈

契約に関して疑義が生じた事項については、その都度、民間事業者と機構は協議する。

10．委託事業を実施するに当たり第三者に損害を加えた場合における損害賠償に関して民間事業者が負うべき責任

- (1) 民間事業者又はその職員その他委託事業に従事する者が、故意又は過失により、第三者に損害を加えた場合について、民間事業者は当該第三者に対する賠償の責に任ずる。
- (2) 機構が当該第三者に対する賠償を行ったときは、機構は民間事業者に対して、当該第三者に支払った損害賠償額(当該損害の発生について機構の責に帰すべき理由が存する場合は、機構が自ら賠償の責に任ずべき金額を超える部分に限る。)について求償することができる。
- (3) 民間事業者が、民法(明治29年法律第89号)第709条及び第710条等の規定に基づき当該第三者に対する賠償を行った場合であって、当該損害の発生について機構の責に帰すべき理由が存するときは、民間事業者は機構に対して、当該第三者に支払った損害賠償額のうち自ら賠償の責に任ずべき金額を超える部分について求償することができる。

11．委託事業の評価に関する事項

- (1) 徴収業務の実施状況調査の実施
機構は、内閣総理大臣が行う評価時期を踏まえ、平成24年6月30日時点における当該業務の実施状況を調査するものとする。
- (2) 徴収業務の実施状況調査の対象
調査の対象は、委託事業者及び再委託事業者(再委託を行っている場合に限る。)とする。
- (3) 調査方法及び調査項目
機構は、民間事業者から提出された委託事業実績書等を通じて、次に掲げる項目について調査を行うものとする。
 - 申告書の提出率
 - 機構への関係書類の送付

1 2 . その他委託業務の実施に関し必要な事項

(1) 事業実施状況等の官民競争入札等監理委員会への報告及び公表

事業実施状況の報告及び公表

機構は、上記 9 . (1) の報告等を踏まえ、民間事業者の委託業務の実施状況について取りまとめ、官民競争入札等監理委員会へ毎年報告するとともに、公表する。

立入検査及び指示等の報告

機構は、法第 2 6 条第 1 項及び第 2 7 条第 1 項の規定に基づき、報告徴収、立入検査、又は指示等の措置を講じた場合には、その都度、機構が行った措置の内容及びその理由並びに措置の結果の概要を官民競争入札等監理委員会に報告する。

(2) 民間事業者の責務

徴収業務従事者は、刑法 (明治 4 0 年法律第 4 5 号) その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなされる。

民間事業者は、会計検査院法 (昭和 2 2 年法律第 7 3 号) 第 2 3 条第 1 項第 7 号に規定する者に該当することから、会計検査院が必要と認めるときには、同法第 2 5 条及び第 2 6 条の規定により、同院の実地の検査を受けたり、同院から直接又は機構を通じて、資料若しくは報告等の提出を求められたり、又は質問を受けたりすることがある。

民間事業者は、法第 5 5 条の規定に該当する場合は、3 0 万円以下の罰金に処されることとなる。なお、法第 5 6 条の規定に基づき、法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、法第 5 5 条の規定に違反したときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の刑を科する。

(3) 機構における監督体制

本契約に係る監督は、契約担当職等が、自ら又は補助者に命じて、立会い、指示その他の適切な方法によって行うものとする。

委託業務の実施状況に係る監督は、上記 9 . (1) により行うこととする。

入札対象事業に関する従来の実施状況に関する情報の開示に関する事項

1 従来の実施に要した経費

過去3年間の各商工会議所への委託費

(単位:千円)

	平成17年度	平成18年度	平成19年度
総合計	205,891	204,661	203,431

各商工会議所の内訳は、別添1のとおり

(注記事項)

- ・別添1の申告件数とは、各商工会議所が実際に受理した件数で、他の商工会議所分を受理した場合の件数も含まれる。
- ・機構が開催する研修会に出席するための旅費については、機構の負担である。
- ・委託商工会議所への委託費単価については、別添2のとおり。
- ・平成20年度に委託費単価の改定を行ったので、参考として掲載。(別添3のとおり)

過去3年間の直轄(機構取扱分)に係る経費

(単位:千円)

	平成17年度	平成18年度	平成19年度
人件費	3,758	3,694	3,748
物件費	647	638	650
計(a)	4,405	4,332	4,398
減価償却費	196	350	511
退職給付費用	242	78	99
間接部門費	4,995	3,970	3,996
(a)+(b)	9,838	8,730	9,004

(注記事項)

- ・業務の実施期間は、4月～6月までの3か月である。
- ・人件費は、給与、法定福利費、賞与であり、当該業務に従事した者の人件費である。
- ・物件費は、説明会会場借料、通信運搬費(郵送料)、消耗品費である。
- ・減価償却費、退職給付費用及び間接部門費は推計の要素を含む参考情報であり、算定方法は次のとおり。
 - ア) 減価償却費、退職給付費用については、当該業務が属する会計勘定のうち当該部の費用を、当該部の職員数で除した数値に、徴収業務に従事する人員数と当該業務の実施期間(3月/12月)を乗ずることにより算出する。
 - イ) 間接部門費(総務部及び経理部に係る人件費等)については、当該業務が属する会計勘定のうち当該部の費用を、間接部門に係る役職員数で除した数値に、徴収業務に従事する人員数と当該業務の実施期間(3月/12月)を乗ずることにより算出する。

2 従来の実施に要した人員

過去3年間の各商工会議所の従事者数

(単位:人)

	平成17年度	平成18年度	平成19年度
総人数	239	239	238

各商工会議所の従事者数の内訳は、別添4のとおり

(注記事項)

- ・従来は、対象業務を外部委託していた。1年のうちの繁忙期は徴収実施期間の3月1日から6月14日までである。

過去3年間の直轄(機構取扱分)に係る従事者数

(単位:人)

	平成17年度	平成18年度	平成19年度
常勤職員	0.375	0.375	0.375

(注記事項)

- ・業務の実施期間は、4月～6月までの3か月である。

3 従来の実施に要した施設及び設備

パソコン及び複写機等の事務処理設備一式並びに説明会会場(外部施設利用可)及びその設備一式は、委託商工会議所が用意した。
また、申告書の受理及び相談窓口に必要な場所は、別添1に記載した各商工会議所である。

(注記事項)

- ・本業務を実施するために必要な上記施設及び設備は、民間事業者が用意すること。
- ・パソコン(ほぼ1人1台)及び複写機等については、委託商工会議所職員が通常使用しているものである。

4 従来の実施における目的の達成の程度

過去3年間の納付義務予定者件数、委託契約期限(6月14日)時点の申告件数及び未申告件数

(単位:件、%)

	平成17年度			平成18年度			平成19年度		
	予定者件数	申告件数	未申告件数	予定者件数	申告件数	未申告件数	予定者件数	申告件数	未申告件数
総合計	8,747	8,409	338	8,657	8,365	292	8,615	8,339	276
提出率	96.14			96.63			96.80		

各商工会議所の内訳は、別添5のとおり

(注記事項)

- ・提出率とは、予定者件数に対する申告があった件数(6月14日時点)の割合をいう。
- ・別添5の申告件数は、各商工会議所が実際に申告書を受理した件数である。なお、商工会議所によっては、納付義務者の都合により、他の商工会議所分の申告書を受理する場合があります。この場合は未申告件数欄がマイナス表示になる。
- ・別添5の直轄(機構取扱分)については、一部(破産手続中等)を除き、平成20年度は東京商工会議所の取り扱いにしている。

過去３年間の商工会議所での汚染負荷量賦課金の申告・納付説明会の実施状況

(単位：会場、会議所、事業所、％)

	平成１７年度	平成１８年度	平成１９年度
開催会場数	102	102	102
開催会議所数 (合同開催含む)	148	148	148
出席事業所数	3,727	3,610	3,609
出席率	46.7	45.6	46.0
実施期間	平成１７年４月４日～４月２２日	平成１８年４月４日～４月２１日	平成１９年４月３日～４月２０日

(注記事項)

- ・例年、汚染負荷量賦課金申告・納付説明会においては、以下の次第に従い説明を行った。
 - １．挨拶
 - ２．公害健康被害補償・予防制度の概要及び賦課料率について
 - ３．汚染負荷量賦課金申告・納付の手続きについて
 - ４．ＦＤ申告・オンライン申告の手続きについて
(雛形ファイル等のデモンストレーション含む)
 - ５．質疑応答
(個別質問、個別指導含む)
- ・直轄(機構取扱分)については、機構が説明会を実施した。

過去３年間の年度末における申告書の提出率及び汚染負荷量賦課金の収納率

申告書の提出率

(単位：件、％)

	平成１７年度	平成１８年度	平成１９年度
予定者件数	8,747	8,657	8,615
申告件数	8,473	8,438	8,414
提出率	96.87	97.47	97.67

(注記事項)

- ・提出率とは、予定者件数に対する申告があった件数(年度末時点)の割合をいう。

汚染負荷量賦課金の収納率

(単位：千円、％)

	平成１７年度	平成１８年度	平成１９年度
申告額	47,643,732	45,910,284	44,640,697
収納額	47,642,098	45,908,216	44,638,614
収納率	99.99	99.99	99.99

(注記事項)

- ・収納額とは、申告があった金額に対する収納があった金額の割合をいう。

５ 従来の実施方法等

過去３年間の商工会議所における窓口相談及び電話相談の件数

(単位：件)

	平成１７年度	平成１８年度	平成１９年度
窓口相談	500	452	491
電話相談	1,374	1,289	1,303
合 計	1,874	1,741	1,794

過去３年間の商工会議所における申告書提出要請の件数

(単位：件)

		平成１７年度	平成１８年度	平成１９年度
電 話	期限内	1,369	1,166	1,070
	期限後	562	489	483
はがき	期限内	1,191	1,023	852
	期限後	14	12	23
面 接	期限内	50	72	43
	期限後	7	5	8
合 計	期限内	2,610	2,261	1,965
	期限後	583	506	514

(注記事項)

- ・期限内とは、平成１７年度については、４月１日～５月１６日をいい、平成１８年度及び平成１９年度は、４月１日～５月１５日をいう。
- ・期限後とは、平成１７年度については、５月１７日～６月１４日をいい、平成１８年度及び平成１９年度は、５月１６日～６月１４日をいう。

過去３年間の商工会議所における申告書等の点検内容

(単位：件)

	平成１７年度	平成１８年度	平成１９年度
記載漏れ	682	666	696
計算誤り	113	96	115
添付書類の不備	180	141	141
合 計	975	903	952

過去３年間の委託契約期限（６月１４日）時点の期限内及び期限後の申告件数

(単位：件)

		平成１７年度	平成１８年度	平成１９年度
申告件数	期限内	7,836	7,813	7,853
	期限後	573	552	486
合 計		8,409	8,365	8,339

(注記事項)

- ・期限内、期限後とは、上記５と同じ。
- ・この件数は、直轄（機構取扱分）を含む。

過去３年間の年度末における用紙申告、ＦＤ申告、オンライン申告の内訳

(単位：件、％)

	平成１７年度		平成１８年度		平成１９年度	
	件 数	構成比	件 数	構成比	件 数	構成比
用紙申告	4,693	55.4	4,480	53.1	4,277	50.8
ＦＤ申告	2,665	31.5	2,723	32.3	2,776	33.0
オンライン申告	1,115	13.1	1,235	14.6	1,361	16.2
合 計	8,473	100.0	8,438	100.0	8,414	100.0

(注記事項)

- ・用紙申告は、機構所定の複写式の用紙を使って申告書と算定資料を作成し、申告書に押印のうえ、管轄の商工会議所へ提出する方法である。
- ・ＦＤ申告は、雛形ファイルに入力して申告データを作成し、申告書を印刷し押印したものと、全てのデータを提出用データに変換して保存したＦＤを、管轄の商工会議所へ提出する方法である。
- ・オンライン申告は、機構に事前登録を行い、機構のオンライン申告サイトにログインするための認証情報を入手し、同サイトから雛形ファイルを入手し、申告データを作成する。全てのデータを提出用データに変換し、同サイトから機構にデータ送信する方法である。

徴収業務のフロー図

別添６のとおり

６ 参考資料

平成２０年度 汚染負荷量賦課金申告の手引
 平成２０年度 汚染負荷量賦課金ＦＤ申告・オンライン申告マニュアル
 委託業務の実施について（平成２０年度）
 汚染負荷量賦課金 申告・納付指導要領（平成２０年度）
 公害健康被害補償・予防の手引

過去3年間の各商工会議所への委託費

(単位：件、円)

会議所名	平成17年度				平成18年度				平成19年度			
	申告件数	委託費	消費税	支払金額	申告件数	委託費	消費税	支払金額	申告件数	委託費	消費税	支払金額
函館	41	1,045,910	52,295	1,098,205	40	1,024,800	51,240	1,076,040	39	1,004,250	50,212	1,054,462
札幌	190	4,105,900	205,295	4,311,195	194	4,186,520	209,326	4,395,846	189	4,084,290	204,214	4,288,504
旭川	58	1,394,900	69,745	1,464,645	59	1,414,820	70,741	1,485,561	60	1,435,800	71,790	1,507,590
室蘭	27	758,430	37,921	796,351	27	758,430	37,921	796,351	28	778,960	38,948	817,908
釧路	43	1,087,040	54,352	1,141,392	42	1,065,960	53,298	1,119,258	41	1,045,910	52,295	1,098,205
帯広	50	1,230,500	61,525	1,292,025	48	1,189,440	59,472	1,248,912	47	1,168,890	58,444	1,227,334
北見	36	942,840	47,142	989,982	34	901,680	45,084	946,764	34	901,680	45,084	946,764
稚内	20	614,600	30,730	645,330	20	614,600	30,730	645,330	19	593,750	29,687	623,437
紋別	8	327,360	16,368	343,728	8	327,360	16,368	343,728	8	327,360	16,368	343,728
苫小牧	51	1,251,540	62,577	1,314,117	51	1,251,540	62,577	1,314,117	49	1,209,810	60,490	1,270,300
青森	24	696,480	34,824	731,304	24	696,480	34,824	731,304	25	717,250	35,862	753,112
弘前	28	778,960	38,948	817,908	28	778,960	38,948	817,908	28	778,960	38,948	817,908
八戸	49	1,209,810	60,490	1,270,300	48	1,189,440	59,472	1,248,912	47	1,168,890	58,444	1,227,334
盛岡	114	2,544,480	127,224	2,671,704	113	2,524,420	126,221	2,650,641	113	2,524,420	126,221	2,650,641
仙台	137	3,016,740	150,837	3,167,577	138	3,037,380	151,869	3,189,249	139	3,056,610	152,830	3,209,440
秋田	109	2,441,600	122,080	2,563,680	104	2,338,960	116,948	2,455,908	107	2,401,080	120,054	2,521,134
山形	59	1,414,820	70,741	1,485,561	59	1,414,820	70,741	1,485,561	59	1,414,820	70,741	1,485,561
酒田	20	614,600	30,730	645,330	19	593,750	29,687	623,437	19	593,750	29,687	623,437
福島	97	2,196,080	109,804	2,305,884	94	2,133,800	106,690	2,240,490	94	2,133,800	106,690	2,240,490
いわき	49	1,209,810	60,490	1,270,300	48	1,189,440	59,472	1,248,912	48	1,189,440	59,472	1,248,912
水戸	77	1,784,860	89,243	1,874,103	80	1,847,200	92,360	1,939,560	80	1,847,200	92,360	1,939,560
土浦	60	1,435,800	71,790	1,507,590	59	1,414,820	70,741	1,485,561	60	1,435,800	71,790	1,507,590
日立	37	963,480	48,174	1,011,654	37	963,480	48,174	1,011,654	38	983,820	49,191	1,033,011
下館	42	1,065,960	53,298	1,119,258	41	1,045,910	52,295	1,098,205	42	1,065,960	53,298	1,119,258
宇都宮	139	3,056,610	152,830	3,209,440	141	3,099,180	154,959	3,254,139	136	2,997,440	149,872	3,147,312
足利	24	696,480	34,824	731,304	24	696,480	34,824	731,304	24	696,480	34,824	731,304
高崎	54	1,312,200	65,610	1,377,810	49	1,209,810	60,490	1,270,300	51	1,251,540	62,577	1,314,117
前橋	75	1,743,750	87,187	1,830,937	75	1,743,750	87,187	1,830,937	75	1,743,750	87,187	1,830,937
川越	47	1,168,890	58,444	1,227,334	46	1,148,160	57,408	1,205,568	46	1,148,160	57,408	1,205,568
川口	56	1,354,080	67,704	1,421,784	54	1,312,200	65,610	1,377,810	53	1,292,140	64,607	1,356,747
熊谷	63	1,497,510	74,875	1,572,385	64	1,517,440	75,872	1,593,312	64	1,517,440	75,872	1,593,312
さいたま	81	1,867,050	93,352	1,960,402	79	1,825,690	91,284	1,916,974	79	1,825,690	91,284	1,916,974
所沢	12	450,240	22,512	472,752	13	470,730	23,536	494,266	13	470,730	23,536	494,266
飯能	14	491,260	24,563	515,823	14	491,260	24,563	515,823	13	470,730	23,536	494,266
銚子	18	573,480	28,674	602,154	18	573,480	28,674	602,154	18	573,480	28,674	602,154
千葉	102	2,298,060	114,903	2,412,963	100	2,257,000	112,850	2,369,850	97	2,196,080	109,804	2,305,884
船橋	19	593,750	29,687	623,437	20	614,600	30,730	645,330	18	573,480	28,674	602,154
木更津	42	1,065,960	53,298	1,119,258	42	1,065,960	53,298	1,119,258	40	1,024,800	51,240	1,076,040
市川	20	614,600	30,730	645,330	20	614,600	30,730	645,330	20	614,600	30,730	645,330
松戸	13	470,730	23,536	494,266	13	470,730	23,536	494,266	13	470,730	23,536	494,266
柏	29	799,240	39,962	839,202	28	778,960	38,948	817,908	27	758,430	37,921	796,351
市原	41	1,045,910	52,295	1,098,205	40	1,024,800	51,240	1,076,040	40	1,024,800	51,240	1,076,040
東京	283	6,013,750	300,687	6,314,437	280	5,952,800	297,640	6,250,440	275	5,852,000	292,600	6,144,600
八王子	42	1,065,960	53,298	1,119,258	42	1,065,960	53,298	1,119,258	42	1,065,960	53,298	1,119,258
武蔵野	23	676,200	33,810	710,010	22	655,380	32,769	688,149	22	655,380	32,769	688,149
立川	36	942,840	47,142	989,982	35	922,600	46,130	968,730	35	922,600	46,130	968,730
横浜	114	2,544,480	127,224	2,671,704	111	2,483,070	124,153	2,607,223	111	2,483,070	124,153	2,607,223
横須賀	17	553,010	27,650	580,660	17	553,010	27,650	580,660	16	532,320	26,616	558,936
川崎	88	2,010,800	100,540	2,111,340	87	1,990,560	99,528	2,090,088	84	1,928,640	96,432	2,025,072
小田原箱根	35	922,600	46,130	968,730	35	922,600	46,130	968,730	34	901,680	45,084	946,764
平塚	23	676,200	33,810	710,010	23	676,200	33,810	710,010	23	676,200	33,810	710,010
藤沢	28	778,960	38,948	817,908	28	778,960	38,948	817,908	28	778,960	38,948	817,908

別添1
(単位：件、円)

会議所名	平成17年度				平成18年度				平成19年度			
	申告件数	委託費	消費税	支払金額	申告件数	委託費	消費税	支払金額	申告件数	委託費	消費税	支払金額
茅ヶ崎	14	491,260	24,563	515,823	14	491,260	24,563	515,823	14	491,260	24,563	515,823
厚木	29	799,240	39,962	839,202	28	778,960	38,948	817,908	27	758,430	37,921	796,351
秦野	8	327,360	16,368	343,728	8	327,360	16,368	343,728	8	327,360	16,368	343,728
鎌倉	8	327,360	16,368	343,728	8	327,360	16,368	343,728	7	286,440	14,322	300,762
相模原	37	963,480	48,174	1,011,654	38	983,820	49,191	1,033,011	39	1,004,250	50,212	1,054,462
新潟	86	1,970,260	98,513	2,068,773	86	1,970,260	98,513	2,068,773	84	1,928,640	96,432	2,025,072
上越	38	983,820	49,191	1,033,011	38	983,820	49,191	1,033,011	38	983,820	49,191	1,033,011
長岡	51	1,251,540	62,577	1,314,117	50	1,230,500	61,525	1,292,025	50	1,230,500	61,525	1,292,025
富山	63	1,497,510	74,875	1,572,385	64	1,517,440	75,872	1,593,312	62	1,476,840	73,842	1,550,682
高岡	46	1,148,160	57,408	1,205,568	47	1,168,890	58,444	1,227,334	48	1,189,440	59,472	1,248,912
射水	17	553,010	27,650	580,660	17	553,010	27,650	580,660	17	553,010	27,650	580,660
金沢	46	1,148,160	57,408	1,205,568	46	1,148,160	57,408	1,205,568	47	1,168,890	58,444	1,227,334
小松	19	593,750	29,687	623,437	19	593,750	29,687	623,437	19	593,750	29,687	623,437
福井	48	1,189,440	59,472	1,248,912	46	1,148,160	57,408	1,205,568	44	1,107,040	55,352	1,162,392
敦賀	21	635,040	31,752	666,792	20	614,600	30,730	645,330	19	593,750	29,687	623,437
甲府	47	1,168,890	58,444	1,227,334	47	1,168,890	58,444	1,227,334	46	1,148,160	57,408	1,205,568
長野	58	1,394,900	69,745	1,464,645	57	1,374,270	68,713	1,442,983	56	1,354,080	67,704	1,421,784
松本	69	1,620,120	81,006	1,701,126	72	1,682,640	84,132	1,766,772	71	1,662,110	83,105	1,745,215
岐阜	61	1,456,680	72,834	1,529,514	65	1,539,200	76,960	1,616,160	64	1,517,440	75,872	1,593,312
大垣	40	1,024,800	51,240	1,076,040	39	1,004,250	50,212	1,054,462	38	983,820	49,191	1,033,011
多治見	27	758,430	37,921	796,351	27	758,430	37,921	796,351	25	717,250	35,862	753,112
土岐	27	758,430	37,921	796,351	26	737,620	36,881	774,501	27	758,430	37,921	796,351
静岡	59	1,414,820	70,741	1,485,561	58	1,394,900	69,745	1,464,645	59	1,414,820	70,741	1,485,561
浜松	53	1,292,140	64,607	1,356,747	54	1,312,200	65,610	1,377,810	53	1,292,140	64,607	1,356,747
沼津	34	901,680	45,084	946,764	34	901,680	45,084	946,764	34	901,680	45,084	946,764
清水	25	717,250	35,862	753,112	26	737,620	36,881	774,501	26	737,620	36,881	774,501
三島	27	758,430	37,921	796,351	29	799,240	39,962	839,202	29	799,240	39,962	839,202
富士	84	1,928,640	96,432	2,025,072	84	1,928,640	96,432	2,025,072	84	1,928,640	96,432	2,025,072
磐田	52	1,271,920	63,596	1,335,516	51	1,251,540	62,577	1,314,117	52	1,271,920	63,596	1,335,516
名古屋	191	4,125,600	206,280	4,331,880	185	4,001,550	200,077	4,201,627	184	3,979,920	198,996	4,178,916
岡崎	27	758,430	37,921	796,351	27	758,430	37,921	796,351	28	778,960	38,948	817,908
豊橋	28	778,960	38,948	817,908	27	758,430	37,921	796,351	27	758,430	37,921	796,351
半田	52	1,271,920	63,596	1,335,516	52	1,271,920	63,596	1,335,516	52	1,271,920	63,596	1,335,516
一宮	122	2,708,400	135,420	2,843,820	123	2,729,370	136,468	2,865,838	117	2,606,760	130,338	2,737,098
蒲郡	9	368,280	18,414	386,694	9	368,280	18,414	386,694	9	368,280	18,414	386,694
豊川	28	778,960	38,948	817,908	27	758,430	37,921	796,351	28	778,960	38,948	817,908
刈谷	38	983,820	49,191	1,033,011	37	963,480	48,174	1,011,654	38	983,820	49,191	1,033,011
豊田	47	1,168,890	58,444	1,227,334	47	1,168,890	58,444	1,227,334	47	1,168,890	58,444	1,227,334
安城	39	1,004,250	50,212	1,054,462	39	1,004,250	50,212	1,054,462	39	1,004,250	50,212	1,054,462
春日井	31	840,410	42,020	882,430	31	840,410	42,020	882,430	31	840,410	42,020	882,430
稲沢	15	511,800	25,590	537,390	15	511,800	25,590	537,390	13	470,730	23,536	494,266
四日市	71	1,662,110	83,105	1,745,215	70	1,640,800	82,040	1,722,840	70	1,640,800	82,040	1,722,840
津	76	1,763,960	88,198	1,852,158	76	1,763,960	88,198	1,852,158	75	1,743,750	87,187	1,830,937
鈴鹿	20	614,600	30,730	645,330	20	614,600	30,730	645,330	19	593,750	29,687	623,437
大津	122	2,708,400	135,420	2,843,820	118	2,626,680	131,334	2,758,014	116	2,585,640	129,282	2,714,922
京都	103	2,318,530	115,926	2,434,456	102	2,298,060	114,903	2,412,963	95	2,153,650	107,682	2,261,332
舞鶴	31	840,410	42,020	882,430	31	840,410	42,020	882,430	30	819,900	40,995	860,895
大阪	289	6,138,360	306,918	6,445,278	288	6,117,120	305,856	6,422,976	284	6,035,000	301,750	6,336,750
堺	74	1,723,460	86,173	1,809,633	70	1,640,800	82,040	1,722,840	69	1,620,120	81,006	1,701,126
東大阪	21	635,040	31,752	666,792	21	635,040	31,752	666,792	20	614,600	30,730	645,330
泉大津	23	676,200	33,810	710,010	23	676,200	33,810	710,010	23	676,200	33,810	710,010
高槻	16	532,320	26,616	558,936	15	511,800	25,590	537,390	15	511,800	25,590	537,390
岸和田	11	429,770	21,488	451,258	11	429,770	21,488	451,258	12	450,240	22,512	472,752

別添1
(単位：件、円)

会議所名	平成17年度				平成18年度				平成19年度			
	申告件数	委託費	消費税	支払金額	申告件数	委託費	消費税	支払金額	申告件数	委託費	消費税	支払金額
貝塚	6	245,520	12,276	257,796	6	245,520	12,276	257,796	5	204,600	10,230	214,830
茨木	23	676,200	33,810	710,010	23	676,200	33,810	710,010	23	676,200	33,810	710,010
吹田	20	614,600	30,730	645,330	20	614,600	30,730	645,330	19	593,750	29,687	623,437
八尾	17	553,010	27,650	580,660	17	553,010	27,650	580,660	18	573,480	28,674	602,154
豊中	16	532,320	26,616	558,936	16	532,320	26,616	558,936	16	532,320	26,616	558,936
泉佐野	15	511,800	25,590	537,390	15	511,800	25,590	537,390	15	511,800	25,590	537,390
北大阪	27	758,430	37,921	796,351	27	758,430	37,921	796,351	26	737,620	36,881	774,501
守口門真	23	676,200	33,810	710,010	24	696,480	34,824	731,304	24	696,480	34,824	731,304
神戸	77	1,784,860	89,243	1,874,103	73	1,703,090	85,154	1,788,244	74	1,723,460	86,173	1,809,633
姫路	91	2,072,980	103,649	2,176,629	91	2,072,980	103,649	2,176,629	90	2,052,000	102,600	2,154,600
尼崎	66	1,558,920	77,946	1,636,866	65	1,539,200	76,960	1,616,160	65	1,539,200	76,960	1,616,160
明石	33	881,760	44,088	925,848	33	881,760	44,088	925,848	33	881,760	44,088	925,848
西宮	31	840,410	42,020	882,430	31	840,410	42,020	882,430	31	840,410	42,020	882,430
伊丹	20	614,600	30,730	645,330	19	593,750	29,687	623,437	19	593,750	29,687	623,437
高砂	19	593,750	29,687	623,437	19	593,750	29,687	623,437	19	593,750	29,687	623,437
加古川	55	1,333,200	66,660	1,399,860	53	1,292,140	64,607	1,356,747	54	1,312,200	65,610	1,377,810
奈良	64	1,517,440	75,872	1,593,312	64	1,517,440	75,872	1,593,312	63	1,497,510	74,875	1,572,385
和歌山	68	1,600,040	80,002	1,680,042	69	1,620,120	81,006	1,701,126	71	1,662,110	83,105	1,745,215
鳥取	37	963,480	48,174	1,011,654	36	942,840	47,142	989,982	36	942,840	47,142	989,982
松江	43	1,087,040	54,352	1,141,392	43	1,087,040	54,352	1,141,392	43	1,087,040	54,352	1,141,392
浜田	23	676,200	33,810	710,010	23	676,200	33,810	710,010	22	655,380	32,769	688,149
岡山	97	2,196,080	109,804	2,305,884	96	2,175,360	108,768	2,284,128	97	2,196,080	109,804	2,305,884
倉敷	65	1,539,200	76,960	1,616,160	65	1,539,200	76,960	1,616,160	65	1,539,200	76,960	1,616,160
備前	30	819,900	40,995	860,895	30	819,900	40,995	860,895	30	819,900	40,995	860,895
広島	82	1,887,640	94,382	1,982,022	81	1,867,050	93,352	1,960,402	80	1,847,200	92,360	1,939,560
呉	41	1,045,910	52,295	1,098,205	41	1,045,910	52,295	1,098,205	42	1,065,960	53,298	1,119,258
福山	55	1,333,200	66,660	1,399,860	57	1,374,270	68,713	1,442,983	57	1,374,270	68,713	1,442,983
大竹	11	429,770	21,488	451,258	11	429,770	21,488	451,258	11	429,770	21,488	451,258
下関	21	635,040	31,752	666,792	21	635,040	31,752	666,792	21	635,040	31,752	666,792
宇部	21	635,040	31,752	666,792	21	635,040	31,752	666,792	21	635,040	31,752	666,792
防府	29	799,240	39,962	839,202	29	799,240	39,962	839,202	29	799,240	39,962	839,202
徳山	26	737,620	36,881	774,501	27	758,430	37,921	796,351	27	758,430	37,921	796,351
岩国	25	717,250	35,862	753,112	27	758,430	37,921	796,351	27	758,430	37,921	796,351
小野田	21	635,040	31,752	666,792	21	635,040	31,752	666,792	21	635,040	31,752	666,792
徳島	56	1,354,080	67,704	1,421,784	55	1,333,200	66,660	1,399,860	55	1,333,200	66,660	1,399,860
高松	72	1,682,640	84,132	1,766,772	71	1,662,110	83,105	1,745,215	68	1,600,040	80,002	1,680,042
松山	46	1,148,160	57,408	1,205,568	47	1,168,890	58,444	1,227,334	47	1,168,890	58,444	1,227,334
新居浜	54	1,312,200	65,610	1,377,810	52	1,271,920	63,596	1,335,516	53	1,292,140	64,607	1,356,747
高知	40	1,024,800	51,240	1,076,040	41	1,045,910	52,295	1,098,205	41	1,045,910	52,295	1,098,205
福岡	68	1,600,040	80,002	1,680,042	70	1,640,800	82,040	1,722,840	74	1,723,460	86,173	1,809,633
久留米	37	963,480	48,174	1,011,654	37	963,480	48,174	1,011,654	36	942,840	47,142	989,982
北九州	143	3,140,280	157,014	3,297,294	141	3,099,180	154,959	3,254,139	140	3,078,600	153,930	3,232,530
大牟田	18	573,480	28,674	602,154	18	573,480	28,674	602,154	16	532,320	26,616	558,936
佐賀	60	1,435,800	71,790	1,507,590	61	1,456,680	72,834	1,529,514	62	1,476,840	73,842	1,550,682
長崎	48	1,189,440	59,472	1,248,912	46	1,148,160	57,408	1,205,568	46	1,148,160	57,408	1,205,568
佐世保	19	593,750	29,687	623,437	17	553,010	27,650	580,660	17	553,010	27,650	580,660
熊本	105	2,359,350	117,967	2,477,317	101	2,277,550	113,877	2,391,427	101	2,277,550	113,877	2,391,427
大分	87	1,990,560	99,528	2,090,088	90	2,052,000	102,600	2,154,600	92	2,093,000	104,650	2,197,650
宮崎	73	1,703,090	85,154	1,788,244	71	1,662,110	83,105	1,745,215	71	1,662,110	83,105	1,745,215
鹿児島	88	2,010,800	100,540	2,111,340	89	2,031,870	101,593	2,133,463	88	2,010,800	100,540	2,111,340
那覇	58	1,394,900	69,745	1,464,645	57	1,374,270	68,713	1,442,983	61	1,456,680	72,834	1,529,514
合計	8,012	196,087,040	9,804,332	205,891,372	7,955	194,915,310	9,745,742	204,661,052	7,900	193,744,170	9,687,184	203,431,354

別添2

委託商工会議所への委託費単価（平成17年度～平成19年度）

（単位：件、円）

事業所数	単価	事業所数	単価	事業所数	単価	事業所数	単価	事業所数	単価	事業所数	単価
10件まで	40,920	30	27,330	50	24,610	70	23,440	90	22,800	110	22,390
11	39,070	31	27,110	51	24,540	71	23,410	91	22,780	111	22,370
12	37,520	32	26,910	52	24,460	72	23,370	92	22,750	112	22,350
13	36,210	33	26,720	53	24,380	73	23,330	93	22,730	113	22,340
14	35,090	34	26,520	54	24,300	74	23,290	94	22,700	114	22,320
15	34,120	35	26,360	55	24,240	75	23,250	95	22,670	115	22,300
16	33,270	36	26,190	56	24,180	76	23,210	96	22,660	116	22,290
17	32,530	37	26,040	57	24,110	77	23,180	97	22,640	117	22,280
18	31,860	38	25,890	58	24,050	78	23,150	98	22,610	118	22,260
19	31,250	39	25,750	59	23,980	79	23,110	99	22,600	119	22,250
20	30,730	40	25,620	60	23,930	80	23,090	100	22,570	120	22,230
21	30,240	41	25,510	61	23,880	81	23,050	101	22,550	121	22,210
22	29,790	42	25,380	62	23,820	82	23,020	102	22,530	122	22,200
23	29,400	43	25,280	63	23,770	83	22,980	103	22,510	123	22,190
24	29,020	44	25,160	64	23,710	84	22,960	104	22,490	124	22,170
25	28,690	45	25,060	65	23,680	85	22,930	105	22,470	125	22,160
26	28,370	46	24,960	66	23,620	86	22,910	106	22,460	126	22,150
27	28,090	47	24,870	67	23,570	87	22,880	107	22,440	127	22,140
28	27,820	48	24,780	68	23,530	88	22,850	108	22,420	128	22,130
29	27,560	49	24,690	69	23,480	89	22,830	109	22,400	129	22,110

事業所数	単価	事業所数	単価	事業所数	単価	事業所数	単価	事業所数	単価	事業所数	単価
130	22,100	150	21,890	170	21,740	190	21,610	210	21,510	230	21,420
131	22,080	151	21,880	171	21,720	191	21,600	211	21,490	231	21,420
132	22,070	152	21,880	172	21,710	192	21,600	212	21,490	232	21,420
133	22,070	153	21,870	173	21,710	193	21,580	213	21,490	233	21,400
134	22,060	154	21,850	174	21,700	194	21,580	214	21,480	234	21,400
135	22,050	155	21,850	175	21,700	195	21,580	215	21,480	235	21,400
136	22,040	156	21,840	176	21,690	196	21,570	216	21,480	236	21,390
137	22,020	157	21,830	177	21,690	197	21,570	217	21,470	237	21,390
138	22,010	158	21,830	178	21,670	198	21,560	218	21,470	238	21,390
139	21,990	159	21,810	179	21,670	199	21,560	219	21,470	239	21,390
140	21,990	160	21,800	180	21,660	200	21,540	220	21,460	240	21,380
141	21,980	161	21,800	181	21,660	201	21,540	221	21,460	241	21,380
142	21,970	162	21,790	182	21,650	202	21,540	222	21,460	242	21,380
143	21,960	163	21,790	183	21,650	203	21,530	223	21,440	243	21,370
144	21,940	164	21,780	184	21,630	204	21,530	224	21,440	244	21,370
145	21,940	165	21,760	185	21,630	205	21,530	225	21,440	245	21,370
146	21,930	166	21,760	186	21,620	206	21,520	226	21,430	246	21,370
147	21,920	167	21,750	187	21,620	207	21,520	227	21,430	247	21,350
148	21,900	168	21,750	188	21,620	208	21,510	228	21,430	248	21,350
149	21,900	169	21,740	189	21,610	209	21,510	229	21,420	249	21,350

委託商工会議所への委託費単価（平成20年度）

（単位：件、円）

事業所数	単価	事業所数	単価	事業所数	単価	事業所数	単価	事業所数	単価	事業所数	単価
10 件まで	37,690	30	25,120	50	22,600	70	21,530	90	20,930	110	20,550
11	35,970	31	24,910	51	22,530	71	21,490	91	20,900	111	20,530
12	34,540	32	24,720	52	22,460	72	21,450	92	20,880	112	20,520
13	33,340	33	24,550	53	22,390	73	21,410	93	20,860	113	20,500
14	32,300	34	24,380	54	22,320	74	21,380	94	20,840	114	20,490
15	31,400	35	24,220	55	22,260	75	21,350	95	20,820	115	20,470
16	30,620	36	24,070	56	22,200	76	21,310	96	20,800	116	20,460
17	29,920	37	23,930	57	22,140		21,280	97	20,780	117	20,440
18	29,310	38	23,790	58	22,080	78	21,250	98	20,760	118	20,430
19	28,760	39	23,670	59	22,030	79	21,220	99	20,740	119	20,420
20	28,260	40	23,550	60	21,970	80	21,190	100	20,720	120	20,400
21	27,810	41	23,430	61	21,920	81	21,160	101	20,700	121	20,390
22	27,400	42	23,320	62	21,870	82	21,130	102	20,680	122	20,380
23	27,030	43	23,220	63	21,820	83	21,100	103	20,660	123	20,360
24	26,690	44	23,120	64	21,780	84	21,080	104	20,640	124	20,350
25	26,370	45	23,020	65	21,730	85	21,050	105	20,630	125	20,340
26	26,080	46	22,930	66	21,690	86	21,020	106	20,610	126	20,330
27	25,820	47	22,840	67	21,650	87	21,000	107	20,590	127	20,320
28	25,570	48	22,760	68	21,600	88	20,970	108	20,580	128	20,310
29	25,330	49	22,680	69	21,560	89	20,950	109	20,560	129	20,290

事業所数	単価	事業所数	単価	事業所数	単価	事業所数	単価	事業所数	単価	事業所数	単価
130	20,280	150	20,090	170	19,940	190	19,820	210	19,730	230	19,650
131	20,270	151	20,080	171	19,930	191	19,820	211	19,730	231	19,650
132	20,260	152	20,070	172	19,930	192	19,810	212	19,720	232	19,640
133	20,250	153	20,060	173	19,920	193	19,810	213	19,720	233	19,640
134	20,240	154	20,060	174	19,920	194	19,800	214	19,710	234	19,640
135	20,230	155	20,050	175	19,910	195	19,800	215	19,710	235	19,630
136	20,220	156	20,040	176	19,900	196	19,790	216	19,700	236	19,630
137	20,210	157	20,030	177	19,900	197	19,790	217	19,700	237	19,630
138	20,200	158	20,030	178	19,890	198	19,780	218	19,700	238	19,620
139	20,190	159	20,020	179	19,890	199	19,780	219	19,690	239	19,620
140	20,180	160	20,010	180	19,880	200	19,770	220	19,690	240	19,620
141	20,170	161	20,000	181	19,870	201	19,770	221	19,690	241	19,610
142	20,160	162	20,000	182	19,870	202	19,770	222	19,680	242	19,610
143	20,150	163	19,990	183	19,860	203	19,760	223	19,680	243	19,610
144	20,140	164	19,980	184	19,860	204	19,760	224	19,670	244	19,600
145	20,130	165	19,970	185	19,850	205	19,750	225	19,670	245	19,600
146	20,120	166	19,970	186	19,850	206	19,750	226	19,670	246	19,600
147	20,110	167	19,960	187	19,840	207	19,740	227	19,660	247	19,600
148	20,110	168	19,950	188	19,830	208	19,740	228	19,660	248	19,590
149	20,100	169	19,950	189	19,830	209	19,730	229	19,660	249	19,590

事業 所数	単 価	事業 所数	単 価	事業 所数	単 価	事業 所数	単 価	事業 所数	単 価	事業 所数	単 価
250	19,590	270	19,530	294		324		361		408	
251	19,580	271	19,530		19,470		19,410		19,350		19,290
252	19,580	272	19,530	297		329		367		416	
253	19,580	273	19,520	298		330		368		417	
254	19,570	274	19,520		19,460		19,400		19,340		19,280
255	19,570	275	19,520	302		334		374		425	
256	19,570	276	19,520	303		335		375		426	
257	19,570	277	19,510		19,450		19,390		19,330		19,270
258	19,560	278	19,510	307		340		382		435	
259	19,560	279	19,510	308		341		383		436	
260	19,560	280	19,510		19,440		19,380		19,320		19,260
261	19,550	281		312		347		390		445	
262	19,550		19,500	313		348		391		446	
263	19,550	284			19,430		19,370		19,310		19,250
264	19,550	285		317		353		398		456	
265	19,540		19,490	318		354		399		457	
266	19,540	288			19,420		19,360		19,300		19,240
267	19,540	289		323		360		407		467	
268	19,540		19,480								
269	19,530	293									

事業 所数	単 価	事業 所数	単 価	事業 所数	単 価
468		550		667	
	19,230		19,170		19,110
479		566		690	
480		567		691	
	19,220		19,160		19,100
492		583		716	
493		584			
	19,210		19,150		
505		602			
506		603			
	19,200		19,140		
519		622			
520		623			
	19,190		19,130		
534		643			
535		644			
	19,180		19,120		
549		666			

過去3年間の各商工会議所の従事者数

(単位:人)

会議所名	平成17年度	平成18年度	平成19年度
函館	1	1	1
札幌	3	2	4
旭川	1	1	1
室蘭	1	1	1
釧路	3	3	3
帯広	1	1	1
北見	1	1	1
稚内	1	1	1
紋別	1	1	1
苫小牧	3	3	3
青森	1	3	3
弘前	1	1	1
八戸	1	1	1
盛岡	1	1	1
仙台	1	1	1
秋田	2	1	1
山形	1	1	1
酒田	1	1	1
福島	2	2	2
いわき	1	1	1
水戸	1	2	2
土浦	2	2	3
日立	1	1	1
下館	2	2	2
宇都宮	2	3	2
足利	1	1	1
高崎	1	1	1
前橋	4	2	3
川越	1	1	1
川口	1	1	1
熊谷	1	1	1
さいたま	1	1	1
所沢	1	1	1
飯能	1	1	1
銚子	1	1	1
千葉	1	1	1
船橋	2	2	2
木更津	1	1	1
市川	1	1	1
松戸	1	1	1
柏	1	1	1
市原	3	3	3
東京	3	3	3
八王子	2	2	2
武蔵野	1	1	1
立川	1	1	1
横浜	4	4	4
横須賀	1	1	1
川崎	2	1	2
小田原箱根	1	1	1
平塚	1	1	1
藤沢	2	2	3
茅ヶ崎	1	1	1
厚木	1	2	1
秦野	1	1	1
鎌倉	2	2	1
相模原	1	1	1
新潟	3	3	3
上越	1	1	1
長岡	3	2	2
富山	1	1	1
高岡	1	1	1
射水	1	1	1
金沢	3	3	3
小松	1	1	1
福井	1	1	1
敦賀	1	1	1
甲府	1	1	1
長野	1	1	1
松本	1	1	1
岐阜	1	1	2
大垣	1	1	1
多治見	1	1	1
土岐	2	2	2
静岡	4	4	3
浜松	3	3	3
沼津	2	2	2
清水	1	1	1

会議所名	平成17年度	平成18年度	平成19年度
三島	1	1	1
富士	4	3	3
磐田	1	1	1
名古屋	3	2	2
岡崎	1	2	2
豊橋	2	2	1
半田	3	2	2
一宮	3	1	1
蒲郡	1	1	1
豊川	1	1	1
刈谷	1	1	1
豊田	2	3	3
安城	1	1	1
春日井	1	1	1
稲沢	1	1	1
四日市	3	3	3
津	2	3	3
鈴鹿	1	1	1
大津	2	2	2
京都	1	2	1
舞鶴	1	1	1
大阪	4	4	4
堺	4	4	4
東大阪	1	1	1
泉大津	1	1	1
高槻	1	1	1
岸和田	1	1	1
貝塚	2	1	1
茨木	1	1	1
吹田	1	1	1
八尾	1	1	1
豊中	1	1	1
泉佐野	1	1	1
北大阪	1	1	1
守口門真	1	1	1
神戸	1	1	1
姫路	1	1	1
尼崎	3	3	3
明石	2	2	2
西宮	1	1	1
伊丹	1	1	1
高砂	1	1	1
加古川	1	1	1
奈良	1	1	1
和歌山	4	4	2
鳥取	1	1	2
松江	1	1	1
浜田	2	2	1
岡山	2	2	1
倉敷	2	3	3
備前	1	1	1
広島	2	2	2
呉	4	4	4
福山	2	2	2
大竹	1	1	1
下関	2	2	2
宇部	1	2	2
防府	1	1	2
徳山	2	2	2
岩国	1	1	1
小野田	1	1	1
徳島	1	1	1
高松	1	1	1
松山	1	1	1
新居浜	1	1	1
高知	1	1	2
福岡	2	2	1
久留米	1	1	1
北九州	1	1	1
大牟田	1	1	1
佐賀	3	3	3
長崎	1	2	2
佐世保	1	1	1
熊本	2	2	2
大分	2	2	2
宮崎	2	2	2
鹿児島	1	1	1
那覇	1	1	1
合計	239	239	238

過去 3 年間の納付義務予定者件数、委託契約期限（6 月 1 4 日）時点の申告件数及び未申告件数

（単位：件）

商工会議所名	平成 1 7 年度			平成 1 8 年度			平成 1 9 年度		
	予定者件数	申告件数	未申告件数	予定者件数	申告件数	未申告件数	予定者件数	申告件数	未申告件数
函館	44	41	3	44	40	4	43	39	4
札幌	198	190	8	200	194	6	195	189	6
旭川	62	58	4	60	59	1	60	60	0
室蘭	27	27	0	27	27	0	28	28	0
釧路	46	43	3	45	42	3	45	41	4
帯広	52	50	2	49	48	1	48	47	1
北見	37	36	1	35	34	1	35	34	1
稚内	20	20	0	20	20	0	20	19	1
紋別	8	8	0	8	8	0	8	8	0
苫小牧	52	51	1	51	51	0	50	49	1
青森	25	24	1	25	24	1	25	25	0
弘前	28	28	0	28	28	0	28	28	0
八戸	55	49	6	52	48	4	51	47	4
盛岡	119	114	5	118	113	5	118	113	5
仙台	140	137	3	141	138	3	141	139	2
秋田	111	109	2	111	104	7	111	107	4
山形	61	59	2	61	59	2	61	59	2
酒田	20	20	0	20	19	1	19	19	0
福島	97	97	0	96	94	2	95	94	1
いわき	49	49	0	48	48	0	48	48	0
水戸	79	77	2	80	80	0	80	80	0
土浦	58	60	▲ 2	60	59	1	60	60	0
日立	37	37	0	38	37	1	38	38	0
下館	42	42	0	42	41	1	42	42	0
宇都宮	140	139	1	141	141	0	136	136	0
足利	24	24	0	24	24	0	24	24	0
高崎	54	54	0	52	49	3	52	51	1
前橋	76	75	1	76	75	1	78	75	3
川越	48	47	1	47	46	1	46	46	0
川口	61	56	5	60	54	6	60	53	7
熊谷	66	63	3	66	64	2	67	64	3
さいたま	83	81	2	83	79	4	82	79	3
所沢	12	12	0	13	13	0	13	13	0
飯能	14	14	0	14	14	0	13	13	0
銚子	21	18	3	20	18	2	20	18	2
千葉	102	102	0	100	100	0	98	97	1
船橋	21	19	2	21	20	1	19	18	1
木更津	42	42	0	42	42	0	41	40	1
市川	21	20	1	21	20	1	21	20	1
松戸	13	13	0	13	13	0	13	13	0
柏	29	29	0	28	28	0	27	27	0
市原	41	41	0	39	40	▲ 1	39	40	▲ 1
東京	285	283	2	285	280	5	283	275	8
八王子	42	42	0	42	42	0	42	42	0
武蔵野	23	23	0	22	22	0	22	22	0
立川	38	36	2	35	35	0	35	35	0
横浜	116	114	2	113	111	2	112	111	1
横須賀	17	17	0	17	17	0	16	16	0
川崎	89	88	1	89	87	2	86	84	2
小田原箱根	35	35	0	35	35	0	34	34	0
平塚	23	23	0	23	23	0	23	23	0
藤沢	28	28	0	28	28	0	28	28	0
茅ヶ崎	14	14	0	14	14	0	14	14	0
厚木	29	29	0	28	28	0	27	27	0
秦野	8	8	0	8	8	0	8	8	0
鎌倉	8	8	0	8	8	0	7	7	0
相模原	38	37	1	38	38	0	39	39	0
新潟	84	86	▲ 2	84	86	▲ 2	83	84	▲ 1
上越	38	38	0	38	38	0	38	38	0
長岡	54	51	3	54	50	4	53	50	3
富山	64	63	1	64	64	0	64	62	2
高岡	51	46	5	51	47	4	51	48	3
射水	18	17	1	18	17	1	18	17	1
金沢	46	46	0	46	46	0	46	47	▲ 1
小松	21	19	2	21	19	2	20	19	1
福井	49	48	1	48	46	2	48	44	4
敦賀	21	21	0	20	20	0	20	19	1
甲府	48	47	1	48	47	1	48	46	2
長野	59	58	1	58	57	1	58	56	2
松本	73	69	4	73	72	1	73	71	2
岐阜	70	61	9	69	65	4	68	64	4
大垣	39	40	▲ 1	39	39	0	38	38	0
多治見	30	27	3	30	27	3	30	25	5
土岐	28	27	1	28	26	2	28	27	1
静岡	60	59	1	60	58	2	59	59	0
浜松	55	53	2	54	54	0	54	53	1
沼津	34	34	0	34	34	0	34	34	0
清水	25	25	0	26	26	0	26	26	0
三島	30	27	3	30	29	1	30	29	1

商工会議所名	平成17年度			平成18年度			平成19年度		
	予定者件数	申告件数	未申告件数	予定者件数	申告件数	未申告件数	予定者件数	申告件数	未申告件数
富士	90	84	6	87	84	3	87	84	3
磐田	54	52	2	53	51	2	52	52	0
名古屋	202	191	11	199	185	14	195	184	11
岡崎	27	27	0	27	27	0	28	28	0
豊橋	28	28	0	28	27	1	28	27	1
半田	52	52	0	52	52	0	52	52	0
一宮	131	122	9	132	123	9	129	117	12
蒲郡	10	9	1	10	9	1	10	9	1
豊川	28	28	0	28	27	1	28	28	0
刈谷	41	38	3	42	37	5	41	38	3
豊田	45	47	▲ 2	45	47	▲ 2	45	47	▲ 2
安城	40	39	1	40	39	1	40	39	1
春日井	31	31	0	31	31	0	31	31	0
稲沢	15	15	0	15	15	0	13	13	0
四日市	73	71	2	72	70	2	72	70	2
津	77	76	1	76	76	0	76	75	1
鈴鹿	21	20	1	20	20	0	20	19	1
大津	123	122	1	119	118	1	117	116	1
京都	103	103	0	101	102	▲ 1	99	95	4
舞鶴	32	31	1	32	31	1	32	30	2
大阪	298	289	9	295	288	7	289	284	5
堺	77	74	3	74	70	4	71	69	2
東大阪	22	21	1	21	21	0	21	20	1
泉大津	23	23	0	23	23	0	23	23	0
高槻	16	16	0	15	15	0	15	15	0
岸和田	11	11	0	11	11	0	12	12	0
貝塚	6	6	0	6	6	0	5	5	0
茨木	23	23	0	23	23	0	23	23	0
吹田	20	20	0	20	20	0	19	19	0
八尾	19	17	2	19	17	2	19	18	1
豊中	17	16	1	16	16	0	16	16	0
泉佐野	15	15	0	15	15	0	15	15	0
北大阪	27	27	0	27	27	0	27	26	1
守口門真	23	23	0	24	24	0	24	24	0
神戸	81	77	4	79	73	6	78	74	4
姫路	93	91	2	91	91	0	91	90	1
尼崎	66	66	0	65	65	0	65	65	0
明石	37	33	4	34	33	1	35	33	2
西宮	31	31	0	31	31	0	31	31	0
伊丹	20	20	0	20	19	1	19	19	0
高砂	19	19	0	19	19	0	19	19	0
加古川	56	55	1	55	53	2	54	54	0
奈良	65	64	1	65	64	1	65	63	2
和歌山	78	68	10	78	69	9	78	71	7
鳥取	38	37	1	38	36	2	38	36	2
松江	44	43	1	43	43	0	43	43	0
浜田	23	23	0	23	23	0	23	22	1
岡山	98	97	1	97	96	1	97	97	0
倉敷	65	65	0	65	65	0	65	65	0
備前	30	30	0	30	30	0	30	30	0
広島	84	82	2	83	81	2	82	80	2
呉	41	41	0	41	41	0	42	42	0
福山	56	55	1	56	57	▲ 1	57	57	0
大竹	11	11	0	11	11	0	11	11	0
下関	21	21	0	21	21	0	21	21	0
宇部	21	21	0	21	21	0	21	21	0
防府	30	29	1	30	29	1	29	29	0
徳山	28	26	2	27	27	0	27	27	0
岩国	26	25	1	28	27	1	28	27	1
小野田	21	21	0	21	21	0	21	21	0
徳島	57	56	1	56	55	1	55	55	0
高松	75	72	3	71	71	0	71	68	3
松山	47	46	1	47	47	0	47	47	0
新居浜	57	54	3	57	52	5	57	53	4
高知	43	40	3	41	41	0	41	41	0
福岡	71	68	3	77	70	7	76	74	2
久留米	37	37	0	37	37	0	37	36	1
北九州	149	143	6	146	141	5	146	140	6
大牟田	18	18	0	18	18	0	16	16	0
佐賀	62	60	2	63	61	2	64	62	2
長崎	50	48	2	50	46	4	47	46	1
佐世保	19	19	0	18	17	1	18	17	1
熊本	107	105	2	105	101	4	105	101	4
大分	96	87	9	94	90	4	95	92	3
宮崎	73	73	0	71	71	0	71	71	0
鹿児島	95	88	7	93	89	4	93	88	5
那覇	68	58	10	68	57	11	68	61	7
直轄(機構取扱分)	495	397	98	478	410	68	503	439	64
	8,747	8,409	338	8,657	8,365	292	8,615	8,339	276

注) 申告件数は、各商工会議所が実際に申告書を受理した件数である。なお、商工会議所によっては、納付義務者の都合により、他の商工会議所分の申告書を受理する場合があります。この場合は未申告件数欄がマイナス数になる。

徴収業務のフロー図

